

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1043号

令和3年度

本山保育所入所申込受付について

令和3年度に保育所へ入所を希望される方は、入所申込書等必要書類に記入のうえ、次のとおり申し込んでください。

必要書類は、本山保育所 本山町教育委員会（本山町フランチナセンター内）にあります。

【入所条件】次のいずれかに該当する必要がある。

- ・就労（パートタイム・自営業・在宅勤務等を含む）

※就労日数・就労時間については、1ヶ月あたり48時間以上

- ・同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護
- ・妊娠・出産
- ・保護者の疾病、障害
- ・求職活動（起業準備を含む）
- ・就学（職業訓練校等における職業）
- ・虐待やDVのおそれがあるなど
- ・災害復旧

なおこの事情により、保護者が家庭で保育することができない場合に限ります。

条件に該当しない場合は入所できませんのでご了承ください。

※保育料の納入方法は、口座引き落としを基本とします。

【申込方法】

○新規の申し込みは、次の日程で面接にて受け付けます。お子さんを連れてお越しください。

場所 本山町フランチナセンター

日時 12月1日（火）

午前10時～正午・午後1時～午後3時

○在園児童は、保育所から必要書類をお渡しします。11月27日（金）までに保育所へ提出してください。申し込み期間を過ぎると、4月当初の入所決定選考から除かれますので、必ず期間内にお申し込みください。

○年度途中の申し込みは、入所希望月の前月10日までに教育委員会へお申し込みください。定員を超える場合は欠員待ちとなります。

【保育所紹介】

名称	本山町立本山保育所
住所	本山町本山558-1
受入年齢	0歳児（令和2年4月2日～令和2年10月1日生）から5歳児（平成27年4月2日生～）
定員	100名
開所曜日・時間	月曜～金曜 標準時間 午前7時30分～午後6時30分 短時間 午前8時～午後4時 土曜 標準時間 午前7時30分～午後6時30分 短時間 午前8時～正午 ○保育標準時間（11時間） フルタイム就労を想定した利用時間 ○保育短時間（8時間） パートタイム就労を想定した利用時間

【問い合わせ先】

教育委員会 電話 7676-3913
本山保育所 電話 7676-3003

地域医療健診の追加日程について

令和2年度地域医療健診（国保特定健診／高齢者健診）は、来年1月から追加の健診が始まります。今年度の健診を受けていない方は、左記の日程で希望する健診日の1週間前までに保健センターまでお申し込みください。

健診日時	健診会場
1月19日（火） ①午後1時30分～2時30分 ②午後2時30分～3時	嶺北中央病院（健診室）
1月25日（月） ①午前8時30分～9時30分 ②午前9時30分～10時	
1月28日（木） ①午後1時30分～2時30分 ②午後2時30分～3時	
2月8日（月） ①午前8時30分～9時30分 ②午前9時30分～10時	
2月16日（火） ①午後1時30分～2時30分 ②午後2時30分～3時	

【申込・問い合わせ先】

保健センター 電話 70-10600

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のご案内（第十一回特別弔慰金）

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者の犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意の意を表すため、戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給します。

【支給対象者】

令和2年4月1日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母）がいない場合に、次の順番による先順位の遺族お一人に支給します。

戦没者等の死亡当時の遺族で

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者等戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかがよ順番が入れ替わります。
- 4 1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

【支給内容】

額面25万円、5年償還の記付国債

【請求期間】

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
※この期間を過ぎると請求できませんので、11月までにお申し込みください。

【問い合わせ先】

住民生活課 住民班 76-2113

おいしそうれしそたのしそ 本山しそ キャンペーン加盟店舗の募集

本山町では、汗見川の特産品である「しそ」の販促キャンペーンを実施しています。しそ商品を活用し、町内の飲食店・小売店の活性化を目指すため、加盟店舗の募集を行います。

【キャンペーン概要】

- 飲食店…「しそサワーの素」等のしそ商品を使うドリンクの店舗×メニューへの追加
- 小売店…「しそジュース」「しそサワーエール」等のしそ商品の店頭販売

【加盟申し込み方法】

まちづくり推進課 商工担当への連絡のみ

【加盟店舗】

- 町内で飲料品を取り扱う飲食店・小売店
- ※加盟店舗には、のぼり等のしそキャンペーングッズを配布（飲食店には、試飲用・お試し提供用に「しそサワーの素」サンプルを提供）

【キャンペーン期間】

10月23日（金）～12月31日（木）

【問い合わせ先】

まちづくり推進課 商工担当 電話 76-3916

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

強化週間

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、女性の権利問題解消に向け、左記のとおり電話相談の強化週間を実施します。期間中は、土曜・日曜も相談をお受けします。

また、平日は時間を延長し、午後7時まで相談をお受けします。相談は無料、秘密は厳守します。

【実施期間】 11月12日（木）～18日（水）

【相談時間】 午前8時30分～午後7時

※土・日は午前10時～午後5時

【開設場所】 高知地方法務局人権擁護課

（土・日は高松法務局人権擁護部）

【取扱内容】

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、離婚問題、暮らしの悩みことなど女性をめぐる人権問題

【問い合わせ先】

全国共通ダイヤル
電話 0570-070-810
高知地方法務局 人権擁護課
電話 088-822-35003

毎月第3木曜日は行政相談の日です

【日時】 11月19日（木）午前10時～正午

【場所】 役場2階第2会議室

【問い合わせ先】 行政相談員 曾我部 巧

自宅／本山町本山3-1-3番地8

電話 76-26087

毎月第3金曜日は、高知地方裁判所 民事・家事相談の実施日です

民事・家事相談の実施日です

【日時】 11月20日（金）

午後1時～3時30分

（相談時間は、1組あたり30分です。）

【場所】 役場2階第2会議室

【事前予約連絡先】

総務課 電話 76-22233